

令和5年度以降の医学部定員・奨学金制度について

1 医学部定員について

(1) 令和5年度の取扱い

「令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて」（令和3年10月13日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知）により、下記のとおり取扱いが示されたところ。

① 令和5年度の医学部総定員について

令和2～4年度と同様に、令和元年度の医学部総定員を上限とする。

② 令和5年度の臨時増員の枠組みについて

令和4年度末を期限とする臨時定員の枠組みは、歯学部振替枠を除き、令和5年度末まで1年間延長する。（→歯学部振替枠は廃止）

③ 令和5年度臨時増員に当たっての考え方

都道府県・大学が令和4年度比で臨時定員の増員を希望する場合は、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用な範囲に限り認める。ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科の位置づけを義務付けるものではない。

(2) 令和6年度の取扱い

令和4年1月に取りまとめられた「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会第5次中間取りまとめ」において、令和6年度以降の医学部臨時定員については、医療計画の策定を通じた医療提供体制や医師の配置の適正化と共に検討する必要があるため、「第8次医療計画等に関する検討会」等における検討状況を踏まえ、検討する必要がある。」とされている。

一方で、令和6年度の各大学の医学部臨時定員については、大学と都道府県において指導体制、地域枠の配置方法等に関する調整期間が必要なことから、令和4年10月、令和5年度の臨時定員と同様の方法で設定する取扱いが示されたところ。

(3) 令和7年度以降の取扱い

令和7年度以降の医学部臨時定員については、「第8次医療計画等に関する検討会」等における議論の状況を踏まえ、改めて検討する方針が示された。

2 令和5年度以降の本県の奨学金制度について

令和4年度限りで廃止される医学部臨時定員・歯学部振替枠に代わり、令和5年度から新設された新たな地域枠に対応するため、県では岩手医科大学及び国保連と協議のうえ、既存の奨学金制度（55名枠）において市町村医師養成修学資金により対応するため、岩手県国民健康保険団体連合会市町村医師養成事業実施規則等の改正を行うものであり、令和5年度以降の本県の奨学金制度は下記のとおりとなるもの。

〔主な改正点〕

令和5年度から新設された新たな地域枠に対応するため、市町村医師養成修学資金に岩手医科大学医学部一般選抜地域枠D（全国枠・診療科指定）を設定。

〔市町村地域枠Dの概要〕

○義務履行期間：9年間（臨床研修2年間を含む）

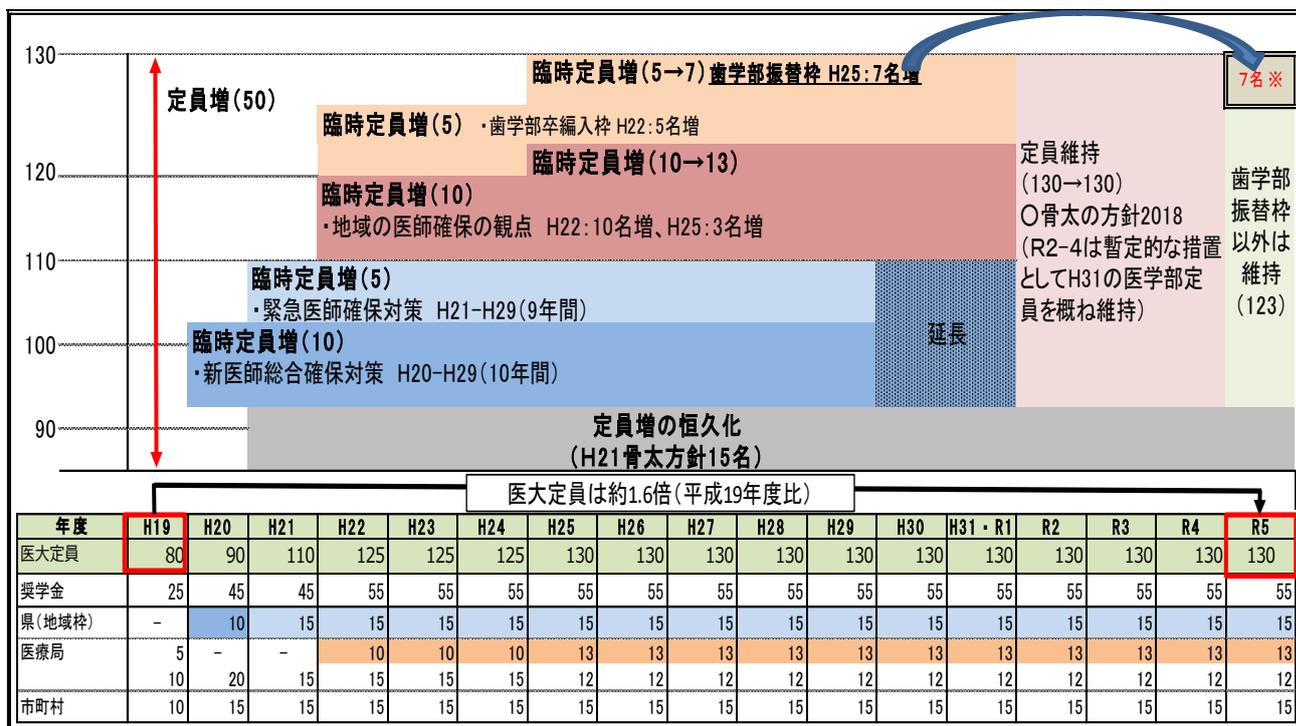
〔内訳〕臨床研修2年、公的基幹病院3年、その他医療機関2年（うち最低1年は市町村立）、公的基幹又はその他医療機関2年

○診療科：総合診療科、小児科、産婦人科に限る

○出身地：制限なし（全国枠）

※ キャリア形成プログラムについては、資料No. 2で説明。

1 岩手医科大学医学部定員と奨学金枠の推移



※歯学部振替枠7名 → 新たな地域枠(診療科指定)7名

2 本県の医学奨学金制度の概要 (55名)

(現行制度)

区分	地域枠			地域枠以外	
	岩手医大地域枠		東北大学地域枠	医療局一般枠	市町村
入試枠	A	B・C			
選抜方法	別枠方式	別枠方式	別枠方式	手挙げ方式	手挙げ方式
定員	15名	13名	2名	10名(うち産婦人科特別枠2名)	15名
貸付金額(万円)	440/年 一時金410	30/月	20/月	国立20/月 私立30/月	20/月 一時金760 (私立のみ)
合計(万円)	3,050	2,160	1,440	国立1,440 私立2,160	国立1,440 私立2,200
返還免除(義務年限)	臨床研修含み 11年	臨床研修含み 9年	臨床研修含み 9年	臨床研修含み 9年	臨床研修含まず 6年
財源	医療介護基金	医療介護基金	医療介護基金	医療局(産婦人科嵩上分は県補助)	県1/2 市町村1/2
所管	保健福祉部	医療局		医療局	国保連

(対応)

地域枠
岩手医大地域枠D
別枠方式
最大7名
20/月 一時金760
2,200
臨床研修含み 9年
県1/2 市町村1/2
国保連

市町村のうち7名を地域枠として設定